

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程

(平成十五年五月二十三日会規第五十三号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二一年二月 四日

同 二六年 五月三〇日

(目的)

第一条 この規程は、災害が発生した場合において、本会、弁護士会連合会及び弁護士会(以下「日弁連等」という。)が、被災地域に存する弁護士会(以下「被災地弁護士会」という。)の活動を支援するための情報交換、連絡、調整等の定めを置くことにより、被災地域に居住し、又は勤務する市民の法的需要に応え、もって被災地域の市民の人権を擁護することを目的とする。

(本会の責務)

第一条の二 本会は、前条に規定する目的を深く自覚し、被災地弁護士会及び被災地弁護士会が所属する弁護士会連合会と連携を図り、被災地域の市民に対する支援活動を積極的に行わなければならない。

(災害の定義)

第二条 この規程において「災害」とは、暴風、竜巻、豪

雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等その被災地域の市民の生命、身体若しくは財産に対して及ぼす程度においてこれらに類する事象により生じる被害をいう。

(被災地弁護士会の支援要請)

第三条 被災地弁護士会は、災害が発生した場合、日弁連等に対し、次に掲げる支援を要請することができる。

一 講師等の派遣、書籍及び資料の紹介及び提供、資料の作成、相談結果等の分析その他の被災地弁護士会に対する支援活動

二 法律相談、民事事件の代理人、刑事事件の辩护人、当番弁護士、少年事件の付添人、仲裁センターの委員その他の市民の法的需要に対応するために必要な活動(以下「相談等の活動」という。)に関する弁護士の派遣

三 その他支援活動を行うために必要な一切の事項

2 被災地弁護士会は、前項に規定する支援を要請するに当たり、可能な限り次に掲げる事項を日弁連等に対し説

明するものとする。

- 一 被害の概要
  - 二 必要とする派遣弁護士の数
  - 三 相談等の活動の日程の概要
  - 四 相談等の活動の場所
  - 五 その他特に必要な事項
- (日弁連災害対策本部の設置)

- 第四条 本会は、災害が発生した場合、理事会の決議で、日本弁護士連合会災害対策本部（以下「日弁連災害対策本部」という。）を設置することができる。ただし、緊急の必要があるときは、会長は日弁連災害対策本部を設置することができる。この場合において、会長は、日弁連災害対策本部設置後に初めて開催される理事会において日弁連災害対策本部の設置の承認を得るものとする。
- 2 日弁連災害対策本部は、会長、副会長、事務総長及び会長によって指名された十人以上の弁護士である会員によって構成するものとし、会長を本部長とする。
  - 3 本部長の職務遂行が不能又は著しく困難な場合は、副会長の中からあらかじめ会長が指名する者をもってこの規程の運用に関する職務代行者とする。
  - 4 日弁連災害対策本部の運営に関しては、この規程に定

- 3 -

めるもののほか、規則で定める。

(日弁連災害対策本部の活動)

第五条 日弁連災害対策本部は、次に掲げる活動を行うことができる。

- 一 被害状況及び被災地域の調査その他の情報収集
- 二 全国的な支援計画の策定、その実施及び実施のための要請
- 三 弁護士会連合会、弁護士会及び弁護士との情報交換、連絡及び調整
- 四 官公署、日本司法支援センターその他公私の団体との情報交換、連絡及び調整
- 五 災害に関する法令の制定及び運用並びに施策等に対する要請及び提言
- 六 相談等の活動の要請及び提言
- 七 義援金に関する事項の決定
- 八 被災地弁護士会及びその会員に対する支援措置
- 九 被災地域支援のための広報活動
- 十 その他必要な事項

(本会の活動)

第五条の二 本会は、日弁連災害対策本部を設置しない場合であっても、前条各号に掲げる活動を行うことができ

- 4 -

る。

(支援統轄本部の設置)

第六条 被災地弁護士会が所属する弁護士会連合会は、災害が発生した場合、支援統轄本部を設置することができる。

2 支援統轄本部は、本会及び被災地弁護士会との連絡及び協議に基づき支援活動を行う。

3 本会は、第一項に規定する場合において必要があるときは、被災地弁護士会が所属する弁護士会連合会と協議の上、本会に支援統轄本部を設置することができる。

(支援統轄本部の活動)

第七条 支援統轄本部は、次に掲げる活動を行うことができる。

一 被害状況及び被災地域の調査その他の情報収集

二 地域支援計画の策定、その実施及び実施のための要請

三 日弁連等及び弁護士との情報交換、連絡及び調整

四 官公署、日本司法支援センターその他公私の団体との情報交換、連絡及び調整

五 災害に関する法令の制定及び運用並びに施策等に対する要請及び提言

六 相談等の活動の実施及び提言

七 相談等の活動に関するマニュアル等の資料の作成

八 義援金に関する事項の決定

九 被災地弁護士会及びその会員に対する支援措置

十 被災地域支援のための広報活動

十一 その他必要な事項

(弁護士会連合会の活動)

第七条の二 弁護士会連合会は、支援統轄本部を設置しない場合であっても、前条各号に掲げる活動を行うことができる。

(支援内容)

第八条 被災地弁護士会から支援を要請された弁護士会は、被災地弁護士会の求めに応じ、支援に努めるものとする。

2 支援活動の具体的な内容については、被災地弁護士会の要請によつて決定するものとし、被災地弁護士会と連絡が取れない場合又は被災地弁護士会が対応が困難である等やむを得ない場合は、被災地弁護士会が所属する弁護士会連合会の要請によつて決定するものとする。

3 支援をしようとする弁護士会(以下「支援弁護士会」という。)は、被災地弁護士会と連絡が取れない場合で

あつても、緊急の必要があるときは、自主的な判断で支援をすることができる。

4 支援弁護士会は、支援の具体的内容を被災地弁護士会、本会及び所属する弁護士会連合会に逐次報告するものとする。

(支援の責任と負担)

第九条 支援弁護士会又は支援をしようとする弁護士(以下「支援弁護士」という。)は、自らの責任と負担で相談等の活動を行うものとする。

2 支援弁護士会又は支援弁護士は、前項に規定するほか、支援に要した経費を負担する。ただし、補助金等の給付を受けることを妨げない。

3 被災地弁護士会は、近隣の弁護士会に、宿泊所のあつせんその他の便宜供与を要請することができる。

(基金の設置)

第十条 本会は、日弁連等の支援に要する経費等及び被災地弁護士会に対する補助金に充てるため、別に規則を定めて基金を設けることができる。

(災害対策事務局の設置)

第十一条 この規程に基づく事務を扱うために、本会に災害対策事務局を置く。

- 7 -

(派遣弁護士候補者名簿の作成届出)

第十二条 弁護士会は、あらかじめ災害支援のための担当組織又は担当責任者を定めるものとする。

2 弁護士会は、必要に応じ、派遣弁護士候補者名簿を作成して、災害対策事務局に届け出るものとする。

(規則)

第十三条 本会は、この規程を実施するために必要な事項を規則で定めることができる。

附則

この規程は、平成十五年五月二十三日から施行する。

附則(平成一九年三月一日会規第七九号)

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第五条、第七条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成二十一年一二月四日改正)

第一条、第五条第八号、第七条第九号及び第十条の改正規定は、平成二十一年十二月四日から施行し、平成二十年

- 8 -

十一月十八日から適用する。

附 則（平成二十六年五月三〇日改正）

第一条、第一条の二（新設）、第二条、第三条、第四条  
第一項、第三項及び第四項、第五条、第五条の二（新設）、  
第六条第一項及び第三項（新設）、第七条、第七条の二（新  
設）、第八条第二項及び第三項、第九条並びに第十一条の  
改正規定は、平成二十六年六月一日から施行する。